

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人杉村進、同相川汎の上告理由第一点及び第二点について。

所論衝突に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠により、是認できる。右判断及びそれに至る過程に所論の違法は認められない。

論旨は、結局、原審の専権に属する証拠の取舍判断、事実の認定を非難するものであつて、すべて採用できない。

同第三点について。

死者の労働可能年令期は、死者の年令、健康状態、職業その他諸般の事情を考慮してこれを認定すべきところ、原判示諸般の事情からすれば、本件事故により死亡した訴外Dの労働可能年令期を六八歳（平均寿命）と認定判断することも首肯できないことではないから、原判決に所論の違法はない。

論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一
裁判官	五	鬼	上	堅
裁判官	田	中	二	郎